

令和6年4月から水道料金が変わります!

笠松町は良質な水源に恵まれているため、汲み上げた地下水に塩素消毒を行うだけで安心安全なおいしい水を提供できています。

笠松町の水道料金は、昭和60年の改定を最後にこれまで同じ料金を維持して皆さんに水道水を供給してきました。その結果、現在は岐阜県内の水道事業を行っている38市町の中で一番安い水道料金となっています。

しかし、水道施設の更新費用を次の世代に先送りせず水道を使用する皆さんに公平に負担いただくには、料金改定をお願いすることがどうしても必要であると判断しました。ご理解ご協力をお願いします。



■改定後の水道料金表〈2か月(1期)分 ※税抜〉

口径	基本料金 (20㎡まで)	超過料金 (20㎡を超える分1㎡につき)	メーター使用料
13mm	1,400円 (+234円)	100円 (+17円)	100円(+2円)
20mm・25mm			200円(+5円)
30mm・40mm			400円(+11円)
50mm			2,000円(+58円)
75mm			3,000円(+87円)



料金計算例(メーター口径13mm、2か月(1期)の使用水量が40㎡の場合)

(基本料金 + (使用水量 - 20㎡) × 超過料金 + メーター使用料) × 消費税 = 請求金額
 (1,400円 + (40㎡ - 20㎡) × 100円 + 100円) × 1.1 = **3,850円**

1㎡あたり96.25円(1ℓあたり0.096円)



口径13mm

使用水量	20㎡	40㎡	60㎡
現行	1,389円	3,215円	5,041円
改定後	1,650円	3,850円	6,050円
差額	261円	635円	1,009円

口径20mm

使用水量	20㎡	40㎡	60㎡
現行	1,496円	3,322円	5,148円
改定後	1,760円	3,960円	6,160円
差額	264円	638円	1,012円



いつから水道料金が変わるの？

偶数月検針の場合

6月以降の検針（7月請求分）から

奇数月検針の場合

7月以降の検針（9月請求分）から

※令和6年4月1日以降に新たに使用する方は、初回から改定後の料金単価となります。

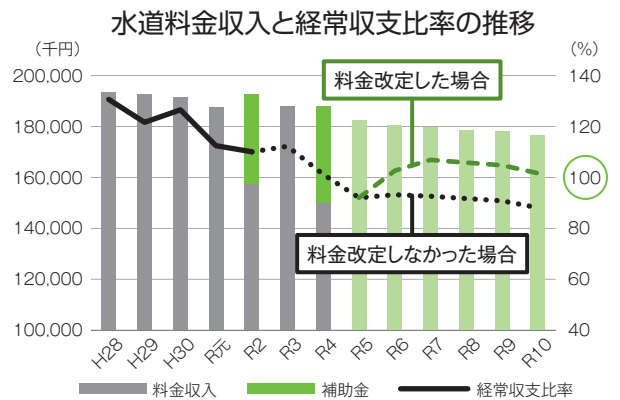


水道事業の財政状況は？

平成30年に策定した「笠松町水道事業経営戦略（将来も安定して事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画）」では、今後、人口減少や節水機器の普及、ライフスタイルの変化などにより水道料金の減収が見込まれるため、令和4年度の料金改定を予定していました。

その後、ゴミ処理の有料化やコロナ禍を考慮し、使用者の負担を増やさないよう見送ってきましたが、近年の原材料価格の高騰にともなう水源地の電気代や資材など的高騰により、令和8年度には資金不足になり、事業運営ができなくなると見込まれます。

また、令和5年度以降は水道料金収入などで支出をまかないきれなくなるため、料金改定を行わないと赤字になる（経常収支比率が100%を下回る）ことが見込まれます。



水道施設の老朽化って、何が起きているの？

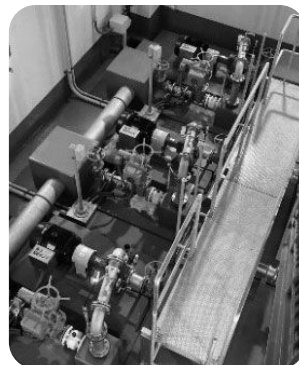
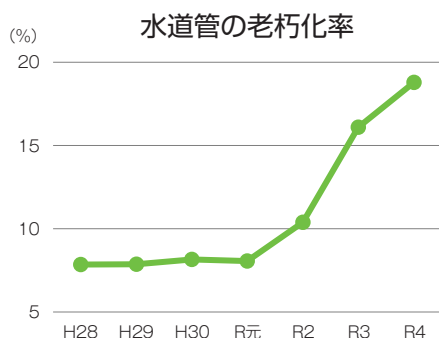
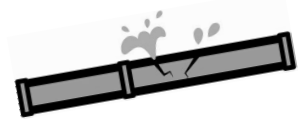
主な水道施設は、「水源地」「配水池（一時的に水を蓄えておくための施設）」「水道管」です。水道施設の更新を計画的に行えなくなると、漏水事故や災害時の断水などの大きな被害をもたらす恐れがあるため、計画的な更新工事が必要となります。

■水源地や配水池・・・

定期的に点検し、機器の修繕や更新を行っています。今後耐用年数を迎える水源地施設があり、南海トラフ巨大地震などの発生に備え耐震性機能をもつ施設に整備するため一定の財源確保が必要となります。

■水道管・・・

法定耐用年数を超えた管の割合が年々増加しています。現在は、避難所や福祉施設付近の老朽管の更新を優先して行っています。

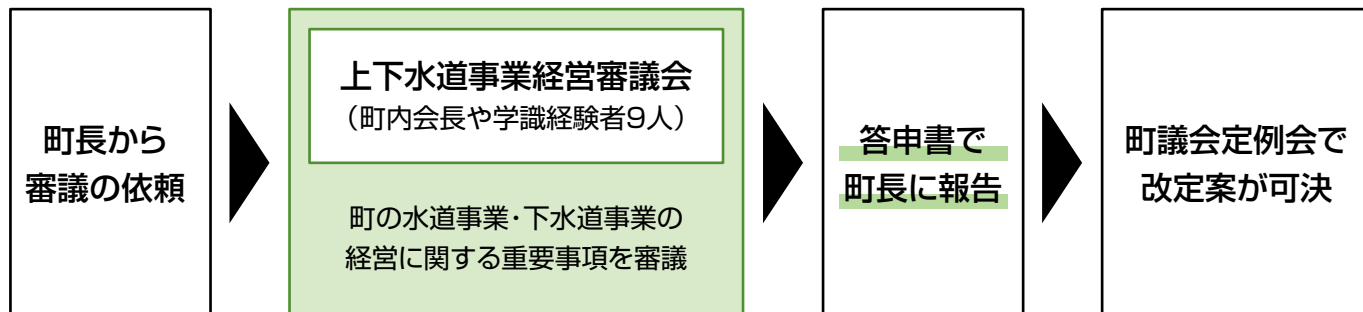


設備更新した第1水源地
（令和2年度完成）



水道料金はどのように決められたの？

「笠松町上下水道事業経営審議会」で令和6年度から10年度までの5年間の水道事業について慎重に審議が行われ、24時間365日、安心安全な水道水を安定して供給するためには料金改定が必要であるとの意見に至りました。



審議会の意見(改定案)

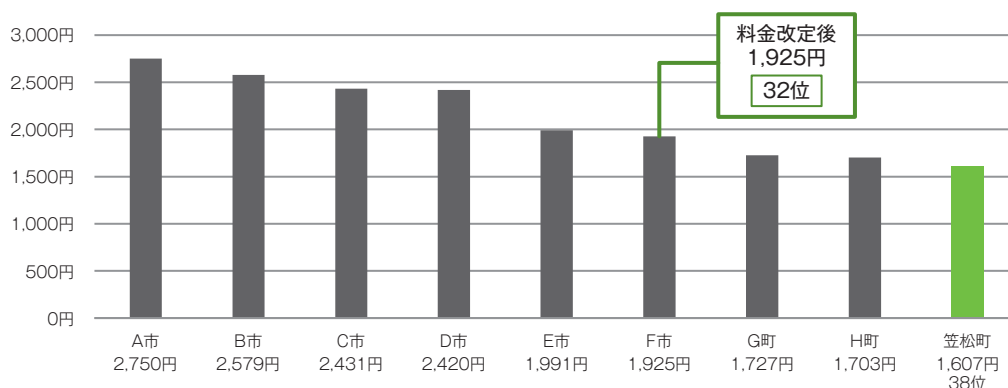
■水道料金

改定時期 令和6年4月1日
 改定率 約20%の値上げ

■下水道使用料

改定時期 令和7年4月1日
 改定率 約5%の値上げ

【参考】岐阜圏域の水道料金(1か月20㎡使用した場合 ※税込)



問合せ先

■水道の開始・中止などの手続きについて

笠松町水道料金事務センター ☎388-1175

■料金改定について

水道課 ☎388-1118

水道の手続きはオンラインが便利です▶



航空宇宙産業に
貢献する

株式会社 光製作所
 羽島郡笠松町中野
 ☎387-4361

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アマカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

大栄食品株式会社

本社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288番1
 TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367